

深谷市住宅耐震診断補助金交付要綱

平成21年3月6日【市長決裁】

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安全で安心した生活のできる災害に強い住環境の整備を促進するため、市内における既存木造建築物の耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、耐震診断とは財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準に基づく一般診断法（現場調査により診断を行う場合に限る。）又は精密診断法により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象となる耐震診断)

第3条 補助の対象となる耐震診断は、建築士法（昭和25年法律202号）第2条第1項 に規定する建築士が実施する耐震診断とする。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する市内の既存建築物とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した一戸建ての住宅（長屋及び共同住宅含む。）又は併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であり、新耐震基準施行日（昭和56年6月1日）以降に大規模な増改築を行っていないもの

(2) 地上2階建て以下の木造在来軸組工法又は木造枠組壁工法により建築されたもの。

2 前項の規定にかかわらず、公共事業の施行に伴い補償の対象となる既存建築物は補助対象建築物としない。

(補助対象者)

第5条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者

(2) 市税を滞納していない者

(補助金の交付額)

第6条 耐震診断に対する補助金の交付額は、耐震診断に要した費用の2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回とする。

(補助の申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、深谷市住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）、配置図、平面図
- (2) 耐震診断を行う建築士の建築士法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し
- (3) 補助対象建築物の所有者及び建築年を明確にできる書類
- (4) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (5) 補助対象建築物の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、申請を行おうとする日の属する年度の2月末日までに申請し、かつ、耐震診断を当該年度の3月末日までに完了しなければならない。

（補助金の交付適合通知等）

第8条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、この要綱に適合していると認めたときは、深谷市住宅耐震診断補助金交付適合通知書（様式第2号）により、適合していないと認めたときは、深谷市住宅耐震診断補助金交付不適合通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定により適合通知を受けた者は、申請内容等に変更があったときは、深谷市住宅耐震診断補助金交付申請変更申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

3 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、深谷市住宅耐震診断補助金交付申請取下届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（耐震診断の完了報告）

第10条 補助対象者は、耐震診断が完了したときは、深谷市住宅耐震診断完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断の業務委託契約書の写し
- (2) 耐震診断の結果報告書
- (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第11条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適正に耐震診断が行われたと認めたときは、深谷市住宅耐震診断補助金交付決定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、深谷市住宅耐震診断補助金交付請求書(様式第8号)に前条による交付決定通知書の写し及び振込先の申請者名義の通帳の写しを添えて、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、深谷市住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助金の交付決定を取消することができる。

(補助金の返還)

第14条 補助対象者は、前条の規定により補助金の交付決定を取消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成24年6月19日【部長決裁】)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年1月10日【部長決裁】)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日【部長決裁】)

1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則(令和3年3月9日【部長決裁】)

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則(令和4年1月26日【部長決裁】)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の深谷市住宅耐震診断補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。